

2024年10月29日

各 位

会社名：リスクモンスター株式会社
代表者名：代表取締役社長 藤本 太一
(コード番号：3768 東証スタンダード®)
問合せ先：人 事 総 務 部
(TEL 03-6214-0331)

当社に対する附帯控訴状の受領に関するお知らせ

当社は、2024年9月18日付「当社に対する附帯控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社東京商工リサーチ（以下「東京商工リサーチ」）から、東京高等裁判所への附帯控訴があったことを第一審裁判所への問い合わせにより確認しておりましたが、本日、東京高等裁判所より附帯控訴状の送達を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 附帯控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

裁判所： 東京高等裁判所
提起日： 2024年9月17日
附帯控訴状送達日： 2024年10月29日

2. 附帯控訴を提起した者

名称： 株式会社東京商工リサーチ
所在地： 東京都千代田区大手町1-3-1
代表者の役職・氏名： 代表取締役社長 河原 光雄

3. 附帯控訴の内容

(1) 原判決第1項を次の通り変更する。

附帯被控訴人は、附帯控訴人に対し、令和6年6月18日から口頭弁論終結の日まで1日152万6373円の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、第1、2審とも附帯被控訴人の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

※相手方の附帯控訴の趣旨は、原判決で却下された損害金請求の算定の基礎となる期間の延長であり、控訴審判決において、仮に、相手方の請求が認められた場合には、損害金の支払額が、最大で控訴審の口頭弁論終結の日までの期間に応じて約4,700万円/月増加します。

4. 附帯控訴の経緯

第一審の経緯については、2024年9月3日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」及び2024年9月4日付「当社に対する訴訟の判決及び今後の方針に関するお知らせ」をご参照お願いいたします。また、当社は、2024年9月13日付「控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、原判決の一部を不服として東京高等裁判所に控訴を提起しております。

一方、2024年9月18日付「当社に対する附帯控訴の提起に関するお知らせ」にて、東京商工リサーチからも東京高等裁判所への附帯控訴があったことを第一審裁判所への問い合わせにより確認したことをお知らせしておりましたが、今般、附帯控訴状の送達を受けたため、改めてお知らせするものです。

5. 補足事項：当社から会員様に該当データ消去等のご依頼をしたこと

当社は該当データ保有しておりませんし、また保有している該当データの削除の義務もないものと考えており、その旨控訴審でも引き続き主張してまいります。しかしながら、当社は、原判決を受けた更なる支払額拡大の可能性をできる限り最小化すべく、2024年9月7日から10日にかけて、現在の会員及び退会された会員様に対し、現在の会員及び退会された会員様に対し、弊社サービスを通じて取得した東京商工リサーチの情報が掲載された情報を保有している場合は消去をさせていただくようご依頼いたしました。

以 上